

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第2回所沢市みどりの審議会
開 催 日 時	平成28年10月20日(木) 午後1時30分 から 4時20分 まで
開 催 場 所	・市役所7階 701会議室 ほか ・「仮称 旧鎌倉街道沿里山保全地域」指定計画地
出席者の氏名	亀山 章、荻野 豊、城戸 基秀、成田 元、長谷川 勝、原口 雅人、笹川 裕之、水上 哲朗、三ツ木 雅秋
欠席者の氏名	池邊 このみ、木村 智子、鹿山 淳一郎
説明者の職・氏名	
議 題	視察 「仮称 旧鎌倉街道沿里山保全地域」指定計画地の視察 議題1 里山保全地域の審議 議題2 その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 里山保全地域の指定 計画書 ・資料2 仮称 旧鎌倉街道沿里山保全地域 位置図 ・資料3 里山保全地域の指定 計画図・視察ルート図 ・資料4 里山保全地域の指定までの主な流れ ・資料5 里山保全地域の指定に係る意見書 <ul style="list-style-type: none"> ・【写】旧鎌倉街道周辺緑地内における里山保全地域の指定について(諮問) ・みどりの基本計画改定関係事業について
担 当 部 課 名	環境クリーン部長 越阪部 孝夫 環境クリーン部次長 大澤 稔 マチごとエコタウン企画担当参事 小高 大輔 みどり自然担当参事 関谷 佳和 みどり自然課副主幹 荻野 敏行 みどり自然課 主査 後藤 欣宏 みどり自然課 主査 荒井 直樹 みどり自然課 主任 末永 貴子 みどり自然課 技師 高橋 司

電話 04(2998)9373

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>亀山会長</p> <p>事務局 （荒井主査）</p> <p>事務局 （関谷参事）</p>	<p>1 開会 みどり自然課 荻野副主幹の司会により開会。</p> <p>2 あいさつ 開会にあたり、所沢市みどりの審議会 亀山会長よりあいさつを行った。</p> <p>3 諮問書の提出 環境クリーン部 越阪部部長より所沢市みどりの審議会 亀山会長に諮問書（旧鎌倉街道沿地内における里山保全地域の指定について）の提出を行った。</p> <p>4 視 察 旧鎌倉街道周辺緑地内（下富、北岩岡の一部）における里山保全地域の指定地の現地視察を約 60 分行った。</p> <p>5 議 題 議題 1 里山保全地域の審議 「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づく「里山保全地域」の指定計画地（旧鎌倉街道周辺緑地内）の審議を行った。</p> <p>視察後の「里山保全地域の審議」ということですので、委員の皆様より、ご意見や感想をお伺いしたいと思います。</p> <p>はじめに、事務局より指定予定区域、意見書について説明をお願いします。</p> <p>事務局より指定区域、意見書の要旨について説明した。</p> <p>この地域も保存樹林から里山保全地域に何故するのかというと、一帯として、ここには、まとまった樹林が残されているからです。今までは狭山丘陵を中心に指定してきましたが、なかなか平地で樹林が残っている所がないことを考えると、まとまった緑地を是非、残したいということで里山保全地域を計画しました。この区域につきましては既に、地元の方々が管理活動を起しつつあり、少しずつ始めているところがございます</p> <p>また、「参考 1」につきましては、前年度にこの地区を指定するため</p>

<p>亀山会長</p>	<p>に植生調査を致しまして、その希少種がこの図面に書かれています。以上、捕捉でございます。</p>
<p>事務局 (荒井主査)</p>	<p>「参考1」と「資料3」の向きが、分からないのですが。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>図面が横判、縦判でありますけれども、どちらも上が北になります。</p>
<p>原口委員</p>	<p>「資料3」の「赤」の実線で囲んであるところは、市として里山保全地域にしたいと計画した区域です。そして、地権者等の説明会后に、賛成、反対の意思表示をしていただき、賛成をいただいたところが「緑」その中に「所沢市有地」「財務省所有地」が入っている図です。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>今回の諮問の対象は、指定計画区域ではなくて、指定予定区域「緑」の所のみですか。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>指定計画地域なのだから、反対地域も含めてよしとするのでしょうか。</p>
<p>水上委員</p>	<p>赤の実線は市が指定したい当初の計画区域ですが、地権者の協力が得られた所が「緑」で示していて、反対された「白」のところは、指定から外そうと考えているという意思表示をしています。諮問の対象としてお願いしたいのは「緑」の区域の所です。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>今回の意見書の提出地は、指定計画区域とされていない、今の現時点で入っていない所で、将来的には入るのかなのですか。</p>
<p>水上委員</p>	<p>里山保全地域は原案を出して、今回、意見書が出てきました。その意見を反映させるかどうかは別としまして「原案」から「案」として出す前に、この審議会で、意見書につきまして審議していただきたいと思えます。「緑」の部分とは異なりますが、加える、加えないという審議をしていただきたいと思えます。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>この審議会で、区域に入る、区域に入らない等の判断をするということですね。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>「資料1」の計画面積について6.0haとありあますが、先程の説明では賛成が3.9haとありましたが、その違いについて。</p>

<p>事務局 (荒井主査)</p>	<p>原案の段階で計画していた面積が6.0haということです。「資料3」の当初計画していた「赤」の囲みの範囲が6.0haです。そして地権者の同意を得られた所が「緑」、反対された区域「白」のを除いた「緑」の所のみが面積3.9haとなります。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>「参考1」の植生調査について、おおたかの森トラスト地は白く抜けていますが、その下のテニスコート脇の樹林地は調査がされているにも関わらず、指定の計画に入れてないのが解せないのですが、ご説明をいただきたい。</p>
<p>事務局 (荒井主査)</p>	<p>トラスト地に関しては、当初から指定する要件に入っていなかったことから、植生調査の対象から外していました。その南側の樹林地につきましては、植生調査はしたものの、計画の前に現場確認を行った結果、廃車、廃棄物等があることなどを踏まえ指定から外した経緯があります。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>指定から外したけれども、意見書が出されたということですが、既に住民説明会等も行われていますが、指定に加えた場合、また手続きをやり直すことになるのでしょうか。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>おおたかの森トラスト地は、白く抜けているのは調査していないのですか。</p>
<p>事務局 (荒井主査)</p>	<p>植生調査は行っていません。説明のとおり、解体業者が残した廃棄物やコンクリートに植樹等を行い、自然再生を行っているもので、もともとの自然の体系を整えていないということで、植生調査から外していたものです。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>「資料1」計画書の現況に「当該区域は、市民団体のトラスト活動により自然再生が進められており、様々な野生生物の生息も確認されている。」と書かれているが、これは、この場所の事を言っているのではありませんか。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>今日、視察していただいた武蔵野解体の跡地で、手前は、産廃のゴミ出しが終わっておりますが、奥にはまだゴミの撤去が行われていないゴミ山がまだ残っています。そのことが指定区域から外したものです。 現地を見てもらいましたが、周りを鉄板3mの囲いがありまして、周辺を里山保全地域の指定しようとしている地域と隔離されている状況</p>

<p>荻野委員</p>	<p>になっております。そういう状況があるので当初から、指定から外しています。</p> <p>ここには、「資材置場になってしまいました」とありますが、資材置場ではなく産業廃棄物の捨て場所になっていたということです。</p> <p>今日、現地を見て、最後に長い時間をかけてトラスト地の説明をしていただき、あのようなルート設定をしたことは、意見書の提出があったこともあるかと思いますが、市としては入れたいと思ったのかと思いましたが、説明を聞けば良い自然が蘇っていると思えました。それを誘導しているようにも感じられました。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>見ていただいたのは、意見書を出した方から希望があったからです。特に、市はすぐに今のまま指定に入れたいとは考えておりません。鉄板のフェンスが景観的にどうなのかと思います。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>フェンスなら取り払えばよいのではないのでしょうか。また有害なものかどうかは調査をして問題が無ければいいでしょうし、問題があれば撤去する等の条件を付ければよいのではないかと。</p>
<p>事務局 (荒井主査)</p>	<p>当初の古いファイルから調べたところ、廃棄物を堆積したままにしてはいけなし、平成14年度に元地主が全体の1/3撤去した。</p> <p>所有者が変わっても廃棄物は保全されなければならないということで、当初、おおたかは早急に搬出して自然再生を行う方針でした。土壌調査の結果問題が無いということであったため、覆土をして植林して良いかと県に問い合わせをしたところ、県は、一時的なものであれば駄目とは言えないとの判断だったようです。県の担当者は植林するとその後、恒久的に林となるため、廃棄物の撤去が困難になるため、いい返事が出来なかったようです。</p> <p>また、廃棄物に関しては、最終処分場ではないため、全量撤去が原則で、その上で土地利用することができるものです。周囲を囲むフェンスについても外すことで、廃棄物の影響が無いのかも検証されていないので、今回の指定に関して外すことにしました。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>県として廃棄物に関する部局の文書が無いと判断できない。きちんと文書で出す必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>水上委員</p>	<p>意見書にも「埼玉県の有害調査の結果、問題なしと判定された」とありますが、これについても、どういう判定結果が出されたかというもの</p>

<p>事務局 (荒井主査)</p>	<p>が無いと、何をもって安全なのか審議ができない。フェンスを取れる、取れない、の審議にならないと思います</p> <p>また、もし指定するのであれば、テニスコート脇の放棄車両、構造物等も地権者に撤去、若しくは処分等しなければ指定には当たらなくなるのではないのでしょうか。事前に調べておく必要があったのではないのでしょうか。</p> <p>土壌調査に関する調査結果については、環境基準を下回る結果であったという当時の資料はいただいています。その後の追跡調査については、されていないようです。</p>
<p>城戸委員</p>	<p>確かに環境基準は重要ですが、他の場所で環境基準の調査がされている訳ではないなかで、あの場所だけ環境基準を超えていないかを再調査して、指定に入れる、入れないと議論するというのは、基準があいまいなような気がします。また、フェンスの撤去を条件に入れるという点についても、例えば、里山保全地区の指定要件に、誰でも自由に入れなければいけないということあれば、周辺のフェンスは問題ですが、そうでなければ、指定条件にするには基準があいまいだと思います。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>最後に、視察で良い所を見せてもらって、指定に入れないというのは、いじわるしているような気がして、理解できなくて困っています。そんなに問題がないのだったら指定しても良いのではないかととも思います。</p>
<p>水上委員</p>	<p>将来的には再生するので、将来の指定予定地域として、すぐには指定しなくても、そういうエリアとして確保しておいて将来、土壌が再生してきたら、つなげて指定する、指定予備地域というのは出来ないのでしょうか。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>指定する、しないということになると予備地域では、しないということになりますね。城戸委員がおっしゃるように、ここだけ汚染が無いけど他はどうなのかというのはどうなのでしょう。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>この土地所有者は誰ですか。おあたかの森トラストでしょうか。意向確認はしているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (荒井主査) 城戸委員</p>	<p>埼玉県生態系保護協会です。意向確認はしていません。</p> <p>埼玉県生態系保護協会で土地を持っているのですが、土地をお預かり</p>

<p>三ツ木委員</p>	<p>しているような形です。募金活動によって土地を購入し活動等されているのは「おおたかの森トラスト」なので、今回の話の地権者の意向確認は「おおたかの森トラスト」にさせていただくのが良いと思います。</p> <p>資材置場ということですが、資質は産廃業者、それを許可した、或いは規制する法律がある訳で、それをクリアするために、県としては、全部、残りの産廃を処理しなさいということが基本にはあると思います。自然環境について指定する訳ですから、人為的に廃棄物を放置している訳ですから、あの土地も自然ではない訳です。法的に誰がどうやったらクリアできるのか、我々は、それを範囲に入れるかどうかというのは、それがクリアできたら指定の範囲に入れればよいと思います。</p> <p>おおたかの森トラスト、地権者がいつまでに出来れば、条件付きで線引きし、範囲に入れることも、一つの方法だと思います。市としては前向きに自然の環境を保護するのであるから、それ以外の土地に有害物質があるのかと言いますが、もう何年もあの状態なので必要ないのではないかと考えます。</p> <p>基本は、県が制定した法律を順守、履行されて、調査して、塀が無くても自然が保てるのであれば良いのではないかと。現在、周囲を囲っているのは学校のビオトープと同じで、それが自然かどうかは議論があります。本来は武蔵野の里山の雑木林を出来るだけ維持しようというのがこの目的でしょうから。意見書も尊重し、条件付きで範囲内に入れておき、条件が整わなければ条件から外し、従来どおりビオトープとして活動していただくとしか言えないと思います。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>今日、結論を出さなければなりませんか。延ばしても良いのでしょうか。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>今日、結論をいただくとは思っていません。こちら資料等はそろえたいと思います。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>今日の意見をまとめますと、他の土地の汚染についてはともかく、おおたかの森トラストの土地に関して、公害、環境的にみて問題の有無を県の文書ではっきりさせていただきたいと思います。その場合、残土を撤去しなければいけないというのであれば、意見書を出されたところにいつまでに撤去するように言っただきたい。撤去する必要が無ければそれで良いと思います。柵は環境的に問題ないので、取ればよいだけの問題だと思います。汚染されている程度についてはっきりさせておいて欲しいと思います。おおたかの森トラストは、土地に関する権利を</p>

<p>長谷川委員</p>	<p>持っている団体の意見書ということで受け止めないといけないし、なんとかした方がいいかなというのが共通の認識かと思いました。</p> <p>おおたかの森トラストの中は、長い間手入れがされていて、それが外から見えなくなっているのが残念です。里山保全地域は生物多様性を配慮されるのですが、里山の景観としては、せっかくの所が塞がれているのが、今後、指定する場合は景観として、外からも見えるようにした方がよいと思いました。</p>
<p>成田委員</p>	<p>おおたかの森の活動については、以前からいろいろとお聞きしており、今日初めて拝見させていただきましたが、計画の中では入っていないようですが、出来たら前向きに検討していただければと思います。</p> <p>活動自体はいろいろと問題があると思います。あのような活動が良いのかどうかということもあります。周りの平地林と比べて、本当にあれが自然なのか、全体と比べると、ちぐはぐに公園化してしまうのではないかと考える必要があります。この計画の中で、枠内に入れ条件を付して指定したらと思います。</p>
<p>笹川委員</p>	<p>今、皆さんの意見の中で、あの土地を条件付きで指定すれば良いのではという意見がありますが、今の状態のままで、指定に入れるというのはおかしいと思います。撤去されるものは撤去されるべきだし、法的に残しておいてよいものは残す等の整理をしておく必要があると思います。</p> <p>事務局では、この場で決める必要はないと言われましたが、今後のスケジュールを見ると、その中で、条件付きの案を組み入れるのは問題ないのでしょうか。それとも条件を付けた結果について、審議をする機会を別途、設けるということでしょうか。</p>
<p>事務局 (関谷参事)</p>	<p>今、原案の縦覧が終わって、それに対する意見書が出てきたところなので、まだ原案の状態です。それについても、いろいろな意見をいただいて、これから案をまとめる段階です。まだ自由度があると思っていますので、指定までの流れは、多少、延びることになっても慎重にした方がいいと考えます。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>条件付きというよりは、これまでに指摘されたことを地権者等と相談したりして、出来るだけ、はっきりしていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>条件付きというのは、後々難しくなることもあるので避けたい。最終</p>

(関谷参事)	的な案を作る前に審議会で、ご意見をいただいてまとまった案とした い。
三ツ木委員	地権者には「原案」で同意いただいているので、おおたかの森は、別 に追加というのでも考えられますか。
事務局 (関谷参事)	追加ではなく、一括した面積で指定を進めたいと思います。
原口委員	諮問についての判断で、今回の指定の地域が櫛状で欠けている所が多 いように思います。そこで、おおたかの森が核となれば良いと思ったの ですが、難しいようです。それなら、あえてここを指定するための何か、 コンセプトや意義があれば判断しやすいと思いました。
亀山会長	あえて言うなら、住宅地に隣接したところで、あれだけの樹林はなか なかりません。これだけでも素晴らしいと思います。これだけ隣接し ていれば、カブトムシなどの昆虫は使うことが出来ると思います。
城戸委員	反対している地権者がいますが、今回は指定が難しくても、数年後に 拡張する調整をするなど、次に続けるようなことを審議会として、答申 に盛り込めたらいいと思います。
事務局 (関谷参事)	実は、地権者説明会でもそのような意見がありました。今すぐは難し いけれども、5年後に拡張するようなことはないのかというような意見 もあり、その時は、市に話をしたいと言いました。
亀山会長	以上で、ございます。他になければ、次の議題2について事務局から説 明をお願いします。
	議題2 その他
事務局 (荻野副主幹)	事務局より、みどりの基本計画改定にかかわる市民アンケート、学校 アンケートの準備について、資料「みどりの基本計画改定関係事業につ いて」に基づき説明した。
城戸委員	アンケート項目については、経年的な変化を求める項目（前回と同じ の項目）と、新たな項目となるものを示していただけたらいいかと思 います。
	5 . 閉会